

3 医国第 102769 号
令和 4 年 1 月 26 日

各関係団体 御中

香川県知事 浜田 恵造

「まん延防止等重点措置」の実施に伴う対策について

1 月 21 日（金）、香川県にまん延防止等重点措置が適用され、県内 8 市 6 町を措置区域としているところですが、県内における感染は、その後も拡大を続けております。

こうしたことから、1 月 25 日（火）から、新たに、綾川町及びまんのう町を措置区域に追加し、2 町においても早期に強い対策を行い、まん延を防止する措置を講ずることについて決定しました。

この度、新たに追加することとした 2 町を含む 8 市 8 町において、まん延防止等重点措置による対策の強化をおこなうことで、県民の皆さん、事業者の皆さんには、長期間これまで以上にご負担をおかけすることになり、大変申し訳ありませんが、本県における最大の危機的な状況を一刻も早く食い止め、適切な医療提供体制を行うために、ご理解とご協力をお願いします。

また、B.1.1.5 2 9 系統（オミクロン株）の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、原則として、最終曝露日（陽性者との接触等）から 10 日間としておりますが、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（社会機能維持者）に限り、10 日間を待たずに検査が陰性であった場合には、待機を解除できる取扱いとします。詳細については、県ホームページにも掲載していますので、ご確認くださいようお願いします。

（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosamu/kikikanri/syakaikinouiji.html>）

つきましては、貴職におかれまして、「香川県まん延防止等重点措置」（資料 1）の貴団体の職員の皆様及び関係先への周知並びに感染防止対策の徹底につきまして、ご協力ををお願いします。